

令和 8 年 2 月 1 9 日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 1 号議案 令和 8 年度埼玉県一般会計予算	6
第 2 号議案 令和 8 年度埼玉県公債費特別会計予算	52
第 3 号議案 令和 8 年度埼玉県証紙特別会計予算	55
第 4 号議案 令和 8 年度埼玉縣市町村振興事業特別会計予算	57
第 5 号議案 令和 8 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	59
第 6 号議案 令和 8 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	62
第 7 号議案 令和 8 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	65
第 8 号議案 令和 8 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	68
第 9 号議案 令和 8 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	71
第 10 号議案 令和 8 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	73
第 11 号議案 令和 8 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	76
第 12 号議案 令和 8 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	78
第 13 号議案 令和 8 年度埼玉県用地事業特別会計予算	80
第 14 号議案 令和 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	82
第 15 号議案 令和 8 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	87
第 16 号議案 令和 8 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	90
第 17 号議案 令和 8 年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	94

第 18 号議案	令和 8 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	97
第 19 号議案	令和 8 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	101
第 20 号議案	令和 8 年度埼玉県地域整備事業会計予算	108
第 21 号議案	令和 8 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	112

第 1 号議案

令和 8 年度埼玉県一般会計予算

令和 8 年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,434,865,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		905,200,000
	1 県 民 税	390,978,000
	2 事 業 税	209,542,000
	3 地 方 消 費 税	167,969,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,267,000
	5 県 た ば こ 税	8,003,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,183,000
	7 軽 油 引 取 税	25,527,196
	8 自 動 車 税	81,705,000
	9 鉦 区 税	4,964
	10 狩 猟 税	19,840
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 利 子 割 清 算 金		5,726,000
	1 利 子 割 清 算 金	5,726,000
3 地 方 消 費 税 清 算 金		374,578,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	374,578,000

(単位 千円)

款	項	金 額
4 地 方 譲 与 税		169,479,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	165,715,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,575,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	83,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	970,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	136,000
5 地 方 特 例 交 付 金		33,212,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	33,212,000
6 地 方 交 付 税		311,404,000
	1 地 方 交 付 税	311,404,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,108,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,108,000
8 分 担 金 及 び 負 担 金		2,979,318
	1 分 担 金	168,910
	2 負 担 金	2,810,408

(単位 千円)

款	項	金 額
9 使 用 料 及 び 手 数 料		26,247,741
	1 使 用 料	14,985,885
	2 手 数 料	11,261,856
10 国 庫 支 出 金		194,996,056
	1 国 庫 負 担 金	135,225,240
	2 国 庫 補 助 金	55,726,740
	3 委 託 金	4,044,076
11 財 産 収 入		17,908,041
	1 財 産 運 用 収 入	12,083,915
	2 財 産 売 払 収 入	5,824,126
12 寄 附 金		183,962
	1 寄 附 金	183,962
13 繰 入 金		174,013,411
	1 特 別 会 計 繰 入 金	290,986
	2 基 金 繰 入 金	173,722,425
14 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000

(単位 千円)

款	項	金 額
15 諸 収 入		30,554,471
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,867,329
	2 預 金 利 子	844,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	393,322
	4 受 託 事 業 収 入	3,167,027
	5 収 益 事 業 収 入	13,939,911
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	10,341,882
16 県 債		186,775,000
	1 県 債	186,775,000
歳 入 合 計		2,434,865,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,210,622
	1 議 会 費	3,210,622
2 総 務 費		131,791,727
	1 総 務 管 理 費	47,207,020
	2 企 画 費	10,606,207
	3 県 民 費	17,797,627
	4 環 境 費	10,492,833
	5 徴 税 費	32,279,000
	6 市 町 村 振 興 費	4,848,450
	7 選 挙 費	1,209,260
	8 防 災 費	5,545,628
	9 統 計 調 査 費	1,137,798
	10 人 事 委 員 会 費	368,003
	11 監 査 委 員 費	299,901
3 民 生 費		500,923,965
	1 社 会 福 祉 費	351,903,586

(単位 千円)

款	項	金 額
	2 児 童 福 祉 費	134,379,115
	3 生 活 保 護 費	14,546,204
	4 災 害 救 助 費	95,060
4 衛 生 費		78,788,512
	1 公 衆 衛 生 費	40,959,597
	2 環 境 衛 生 費	1,179,529
	3 保 健 所 費	4,228,819
	4 医 薬 費	14,027,503
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,125,223
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	16,267,841
5 労 働 費		5,569,720
	1 労 政 費	2,013,870
	2 職 業 訓 練 費	3,393,087
	3 労 働 委 員 会 費	162,763
6 農 林 水 産 業 費		26,580,551
	1 農 業 費	9,305,751
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	481,433

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 畜 産 業 費	2,950,864
	4 林 業 費	4,963,970
	5 農 地 費	8,878,533
7 商 工 費		35,705,588
	1 商 工 業 費	35,051,043
	2 観 光 費	654,545
8 土 木 費		160,287,008
	1 土 木 管 理 費	12,002,148
	2 道 路 橋 り よ う 費	68,029,861
	3 河 川 費	39,069,046
	4 都 市 計 画 費	39,138,208
	5 住 宅 費	2,047,745
9 警 察 費		179,224,414
	1 警 察 管 理 費	163,953,608
	2 警 察 活 動 費	15,270,806
10 教 育 費		598,936,606

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 教 育 総 務 費	77,053,400
	2 小 学 校 費	161,284,132
	3 中 学 校 費	91,853,736
	4 高 等 学 校 費	110,585,148
	5 特 別 支 援 学 校 費	57,420,520
	6 大 学 費	3,781,698
	7 私 立 学 校 費	71,271,808
	8 社 会 教 育 費	5,070,793
	9 保 健 体 育 費	20,615,371
11 災 害 復 旧 費		2,230,050
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,200,050
12 公 債 費		277,673,250
	1 公 債 費	277,673,250
13 諸 支 出 金		431,942,987
	1 公 営 企 業 支 出 金	17,884,987
	2 利 子 割 清 算 金	4,115,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	161,005,000
	4 所 得 割 交 付 金	411,000
	5 利 子 割 交 付 金	4,601,000
	6 配 当 割 交 付 金	12,115,000
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,120,000
	8 法 人 事 業 税 交 付 金	16,414,000
	9 地 方 消 費 税 交 付 金	191,884,000
	10 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,653,000
	11 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000
	12 軽 油 引 取 税 交 付 金	4,647,000
	13 環 境 性 能 割 交 付 金	91,000
	14 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出	合 計	2,434,865,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター埋立事業費（4号埋立地整備工事）	3,500,000	令和8年度	130,000
				令和9年度	360,000
				令和10年度	990,000
				令和11年度	1,160,000
				令和12年度	860,000
3 民生費	1 社会福祉費	児童養護施設おお里小規模グループケア棟整備費	893,995	令和8年度	172,936
				令和9年度	721,059
6 農林水産業費	1 農業費	農業技術研究センター施設整備事業費	1,665,068	令和8年度	628,548
				令和9年度	942,902
				令和10年度	93,618
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム2002公園受変電設備更新費	1,390,000	令和8年度	546,000
				令和9年度	844,000
9 警察費	1 警察管理費	警察施設設備改修費（令和8年度着工分）	589,618	令和8年度	111,917
				令和9年度	477,701

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校解体事業費（令和8年度着工分）	3,321,175	令和8年度	1,860,358
				令和9年度	1,460,817
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費（令和8年度着工分）	420,007	令和8年度	207,637
				令和9年度	212,370
	4 高 等 学 校 費	県立高等学校エレベーター等設置費（令和8年度着工分）	137,173	令和8年度	96,260
				令和9年度	40,913
		県立和光南特別支援学校校舎整備費	11,202,866	令和8年度	722,324
				令和9年度	4,357,260
				令和10年度	3,572,412
				令和11年度	2,550,870
	5 特 別 支 援 学 校 費	県西南部地域特別支援学校（仮称）校舎整備費	3,960,131	令和8年度	251,350
				令和9年度	1,483,872
				令和10年度	2,224,909

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		県東部地域特別支援学校（仮称） 校舎整備費	8,737,248	令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	410,469 4,062,302 2,487,958 1,776,519

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会情報ネットワーク構築及び運用事業	令和9年度から 令和13年度まで	260,905
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和8年度発行分）	令和8年度から 令和18年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
新予算編成システム構築事業	令和9年度	18,224
北部地域振興交流拠点整備推進事業	令和9年度	46,128
駅ホームの転落防止対策推進事業	令和9年度	120,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄 7 号線延伸線基本調査	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	189,282
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和 8 年度融資分）	令和 9 年度から 令和 23 年度まで	35,090
私立学校振興資金融資損失補償（令和 8 年度融資分）	令和 8 年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3 月までの 利子の合計額について、当該貸付額の 100 分の 10 に相当する額
県有施設改修・修繕事業（計画修繕）	令和 9 年 度	1,586,430
地震被害想定調査	令和 9 年 度	109,771

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浸出水下水道放流施設監視制御設備改築工事	令和 9 年 度	252,340
小規模事業資金損失補償（平成18年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和 8 年 度 から 令和 16 年 度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成23年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和 8 年 度 から 令和 16 年 度 まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（令和８年度保証分）	令和 ８ 年 度 から 令和 ２ ６ 年 度 ま で	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第５条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の２０分の１９に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成２３年度保証分・令和８年度損失補償対象期間延長分）	令和 ８ 年 度 から 令和 １ ６ 年 度 ま で	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第５条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の４分の３に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第３３条第３項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の５分の１に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償（令和８年度保証分）	令和８年度から 令和２６年度まで	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第５条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証（産業競争力強化法第１２９条第４項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は２０分の３（ただし、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは４０分の３）、創業関連保証（産業競争力強化法第１２９条第４項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は１０分の１、一般保証を利用し債務の保証を行った場合は４分の３（ただし、無担保保険を利用し事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは８分の３）に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（平成 2 1 年度保証分・令和 8 年度損失補償対象期間延長分）	令和 8 年 度 から 令和 1 6 年 度 ま で	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の規定に係る貸付に限る。))に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条又は第 1 3 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 5 分の 1 に相当する額
経営安定資金損失補償（平成 2 3 年度保証分・令和 8 年度損失補償対象期間延長分）	令和 8 年 度 から 令和 1 6 年 度 ま で	県が行う経営安定資金のうち震災特別貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条又は第 1 3 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 5 分の 2 に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（平成26年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（特定業種関連に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額
経営安定資金損失補償（令和8年度保証分）	令和8年度から 令和26年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあっては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償(平成18年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分)	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
企業パワーアップ資金損失補償（平成２３年度保証分・令和８年度損失補償対象期間延長分）		令和８年度から 令和１６年度まで		県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第５条又は第１３条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は２４分の１９、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は３２分の２５、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第６号までの規定に係る貸付にあつては１０分の１、第７号及び第８号の規定に係る貸付にあつては３２分の２５に相当する額		

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
企業パワーアップ資金損失補償（令和8年度保証分）		令和8年度から 令和26年度まで		県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25（ただし、求償権消滅保証を利用した場合は5分の4）、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1、協調支援型特別保証を利用し債務の保証を行った場合は4分の1（ただし既往の新		

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金のみを借り換える場合は10分の1)に相当する額
事業資金損失補償(平成16年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分)	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
事業資金損失補償(平成21年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分)	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成21年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
借換資金損失補償（平成23年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）		令和8年度から 令和16年度まで		県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額		

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和８年度保証分）	令和８年度から 令和２６年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第５条、第１３条又は第１６条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は２４分の５、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は１６分の５、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号及び第６号の規定に係る貸付にあつては５分の１、第５号、第７号及び第８号の規定に係る貸付にあつては１６分の５、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は５分の２に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成21年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成26年度保証分・令和8年度損失補償対象期間延長分）	令和8年度から 令和16年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和８年度保証分）	令和 ８ 年 度 から 令和 2 6 年 度 ま で	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第５条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の２分の１（ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、経営者保証を不要とした中小企業者に係るものは４分の１）に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和８年度融資分）	令和 ９ 年 度 から 令和 2 3 年 度 ま で	3, 698, 250
離職者等委託訓練事業（令和８年度契約分）	令和 ９ 年 度 から 令和 1 1 年 度 ま で	839, 933

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農地利用集積事業資金損失補償（令和８年度融資分）	令和８年度から 令和１９年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後３月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和８年度融資分）	令和９年度から 令和２９年度まで	126,773
農業災害復旧経営資金損失補償（令和８年度融資分）	令和８年度から 令和１５年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の２分の１に相当する額。ただし、当該経費が融資額の１００分の５０に相当する額を超えるときは、当該融資額の４分の１に相当する額
２０２７年国際園芸博覧会出展事業	令和９年度	65,362
かんがい排水事業（長寿命化対策）	令和９年度から 令和１０年度まで	1,246,500

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農地防災事業	令和 9 年 度	170,000
建設工事関係積算システム改善	令和 9 年 度	300,000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和 8 年度取得分）	令和 9 年 度 から 令和 1 8 年 度 ま で	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和 8 年度借入分）	令和 8 年 度 以 降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社経営改善対策	令和 9 年 度	500,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車歩行者道整備	令和 9 年 度	100,000
交差点整備	令和 9 年 度	20,000
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業	令和 9 年 度	27,000
道路環境整備	令和 9 年 度	230,000
道路改築	令和 9 年 度	137,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和 9 年 度	866,500

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう修繕	令和 9 年 度	3,001,047
橋りょう架換	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	1,192,710
橋りょう整備事業	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	450,000
緊急浚渫推進	令和 9 年 度	90,000
排水機場等維持修繕	令和 9 年 度	1,673,489
河川維持修繕	令和 9 年 度	495,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ダム等施設管理	令和 9 年 度	241,000
河川改修	令和 9 年 度	883,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 9 年 度	800,000
河川改修事業	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	8,036,000
河川施設震災対策	令和 9 年 度	200,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	令和 9 年 度	570,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業	令和 9 年 度	30,000
砂防施設事業	令和 9 年 度	550,000
街路整備	令和 9 年 度	82,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和 9 年 度	480,000
公園等施設補修（中長期）	令和 9 年 度	400,000
公園等建設	令和 9 年 度	348,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（公園）事業	令和 9 年 度	369,000
警察本部庁舎再整備基本構想・基本計画策定事業	令和 9 年 度	66,000
学力・学習状況調査実施事業（令和8年度契約分）	令和 9 年 度	118,755

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
電動車整備事業	37,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
デジタルトランスフォーメーション推進システム整備事業	91,000	同 上	同 上	同 上
県有施設整備事業	19,625,000	同 上	同 上	同 上
スポーツ情報発信システム整備事業	3,000	同 上	同 上	同 上
試験研究機関等設備整備事業	117,000	同 上	同 上	同 上
緑の森博物館用地購入事業	18,000	同 上	同 上	同 上
身近な緑公有地化事業	69,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
広域廃棄物埋立処分場整備事業	521,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
被災者生活再建支援基金出資金	1,982,000	同 上	同 上	同 上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	361,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業	2,541,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	856,000	同 上	同 上	同 上
児童相談所整備事業	1,370,000	同 上	同 上	同 上
保健所等電動車整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
検査業務管理システム整備事業	63,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
衛生研究所施設整備事業	24,000	同 上	同 上	同 上
食肉衛生検査センター施設整備事業	70,000	同 上	同 上	同 上
高等技術専門校施設整備事業	15,000	同 上	同 上	同 上
農業技術研究センター施設整備事業	715,000	同 上	同 上	同 上
茶業研究所施設整備事業	21,000	同 上	同 上	同 上
秩父高原牧場基盤整備事業	72,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
家畜保健衛生所施設整備事業	1,186,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
造林事業	62,000	同 上	同 上	同 上
県民の森整備事業	15,000	同 上	同 上	同 上
森林科学館整備事業	71,000	同 上	同 上	同 上
越生ふれあいの里山整備事業	2,000	同 上	同 上	同 上
県単独林道事業	424,000	同 上	同 上	同 上
林道事業	312,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県単独治山事業	437,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
治山事業	123,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	1,233,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	221,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	150,000	同 上	同 上	同 上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	269,000	同 上	同 上	同 上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	14,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
西部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	29,000	普通貸借又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を 含む。）。ただし、発行価格が 額面金額を下回るときは、そ の発行価格差減額をうめるた め必要な金額を限度額に加算 した金額とすることができる。	10%以内。ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
S A I T A M Aロボティクス センター（仮称）整備事業	1,813,000	同 上	同 上	同 上
産業技術総合センター施設整備事業	275,000	同 上	同 上	同 上
建築安全センター等電動車整備事業	2,000	同 上	同 上	同 上
土木施設点検機器整備事業	11,000	同 上	同 上	同 上
県単独道路建設事業	36,714,000	同 上	同 上	同 上
道路事業	4,886,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
電線地中化（道路）整備事業	1,100,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業負担金	10,104,000	同 上	同 上	同 上
県単独河川改修事業	21,214,000	同 上	同 上	同 上
県単独砂防事業	2,005,000	同 上	同 上	同 上
自然災害防止事業	50,000	同 上	同 上	同 上
河川事業	2,204,000	同 上	同 上	同 上
砂防事業	403,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都市環境整備事業	9,599,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	2,387,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	3,044,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	5,791,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	876,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	5,792,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備事業	4,238,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
交通事故事件捜査機器整備事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
学習管理システム整備事業	10,000	同 上	同 上	同 上
県立高等学校建設事業	21,179,000	同 上	同 上	同 上
県立特別支援学校建設事業	8,446,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設等整備事業	835,000	同 上	同 上	同 上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	1,147,000	同 上	同 上	同 上
文化財デジタル活用推進事業	18,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
史跡整備事業	36,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農林施設災害復旧事業	20,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧事業	822,000	同 上	同 上	同 上
都市施設災害復旧事業	53,000	同 上	同 上	同 上
工業用水道事業出資金	24,000	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資金	8,522,000	同 上	同 上	同 上

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第2号議案

令和8年度埼玉県公債費特別会計予算

令和8年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,447,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		366,059,866
	1 一 般 会 計 繰 入 金	193,081,675
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,759,191
	3 基 金 繰 入 金	171,219,000

(単位 千円)

款	項	金 額
2 県 債		174,388,000
	1 県 債	174,388,000
歳 入 合 計		540,447,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		540,447,866
	1 公 債 費	540,447,866
歳 出 合 計		540,447,866

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 平成18年度、平成28年度 及び令和3年度発行 県 債 償 還 金	172,769,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県 営 住 宅 事 業 特 別 会 計 平成28年度発行県債償還金	1,182,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流 域 下 水 道 事 業 会 計 平成28年度発行県債償還金	437,000	同 上	同 上	同 上

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第3号議案

令和8年度埼玉県証紙特別会計予算

令和8年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,200千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰越金		51,200
	1 繰越金	51,200
歳 入 合 計		51,200

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 返 還 金		51,200
	1 返 還 金	51,200
歳 出 合 計		51,200

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 4 号議案

令和 8 年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,750,303千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		27,376
	1 財 産 運 用 収 入	27,376
2 寄 附 金		84,000
	1 寄 附 金	84,000
3 繰 入 金		7,542,000
	1 基 金 繰 入 金	7,542,000
4 繰 越 金		1

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		6,096,926
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,096,926
歳 入 合 計		13,750,303

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,750,303
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,750,303
歳 出 合 計		13,750,303

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 5 号議案

令和 8 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ886,310千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		389,744
	1 国 庫 負 担 金	389,744
2 財 産 収 入		24,234
	1 財 産 運 用 収 入	24,234
3 繰 入 金		472,330
	1 一 般 会 計 繰 入 金	82,587
	2 基 金 繰 入 金	389,743

(単位 千円)

款	項	金 額
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		886,310

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		886,310
	1 救 助 費	779,488
	2 基 金 積 立 金	106,822
歳 出 合 計		886,310

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 6 号議案

令和 8 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ983,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		141,197
	1 繰 入 金	141,197
2 繰 越 金		22,989
	1 繰 越 金	22,989

(単位 千円)

款	項	金 額
3 諸 収 入		579,158
	1 貸 付 金 元 利 収 入	574,333
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	4,820
4 県 債		240,280
	1 県 債	240,280
歳 入 合 計		983,624

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		983,624
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	983,624
歳 出 合 計		983,624

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	240,280	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無 利 子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 7 号議案

令和 8 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和 8 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,319,953千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		10,200,405
	1 負 担 金	10,200,405
2 諸 収 入		3,688,548
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,688,548

(単位 千円)

款	項	金 額
3 県 債		12,431,000
	1 県 債	12,431,000
歳 入 合 計		26,319,953

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 費		12,431,000
	1 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 費	12,431,000
2 公 債 費		13,888,953
	1 公 債 費	13,888,953
歳 出 合 計		26,319,953

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 機 構 貸 付 金 事 業	12,431,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 8 号議案

令和 8 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,847,876千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		195,034,966
	1 負 担 金	195,034,966
2 国 庫 支 出 金		165,303,980
	1 国 庫 負 担 金	128,062,214
	2 国 庫 補 助 金	37,241,766
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		177,350,387
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	177,350,387

(単位 千円)

款	項	金 額
4 共 同 事 業 交 付 金		2,064,629
	1 共 同 事 業 交 付 金	2,064,629
5 出 産 育 児 交 付 金		110,389
	1 出 産 育 児 交 付 金	110,389
6 財 産 収 入		87,443
	1 財 産 運 用 収 入	87,443
7 繰 入 金		39,460,479
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,010,479
	2 基 金 繰 入 金	450,000
8 繰 越 金		712,874
	1 繰 越 金	712,874
9 諸 収 入		3,722,729

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	11,406
	2 雑 入	3,711,323
歳 入	合 計	583,847,876

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		583,847,876
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	583,847,876
歳 出	合 計	583,847,876

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第9号議案

令和8年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和8年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,737千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		952
	1 繰 入 金	952
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		11,785
	1 預 金 利 子	120
	2 貸 付 金 元 利 収 入	11,665
歳 入 合 計		114,737

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		112,737
	1 資 金 貸 付 費	112,737
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		114,737

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第10号議案

令和8年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和8年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,487千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		28,221
	1 繰越金	1
	2 諸収入	28,220
2 就農支援資金業務勘定収入		225
	1 繰入金	205
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

(単位 千円)

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		2,801
	1 繰越金	2,800
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰越金	237
	2 諸収入	3
歳 入 合 計		31,487

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		28,221
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 費	28,221
2 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		225
	1 管 理 指 導 事 務 費	215
	2 予 備 費	10
3 農 業 改 良 資 金 貸 付 勘 定		2,801
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費	2,801
4 農 業 改 良 資 金 業 務 勘 定		240
	1 管 理 指 導 事 務 費	180
	2 予 備 費	60
歳 出	合 計	31,487

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 1 1 号議案

令和 8 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 8 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		20,000
	1 繰 入 金	20
	2 繰 越 金	13,341
	3 諸 収 入	6,639
2 業 務 勘 定 収 入		650
	1 繰 越 金	590
	2 諸 収 入	60
歳 入 合 計		20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 12 号議案

令和 8 年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和 8 年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,360千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,535
	1 財 産 運 用 収 入	2,535
2 繰 入 金		24,666
	1 繰 入 金	24,666
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		21,158

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	21,157
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	48,360

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費		47,360
	1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費	47,360
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	48,360

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 13 号議案

令和 8 年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,982,474 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		816,574
	1 財 産 運 用 収 入	90,685
	2 財 産 売 払 収 入	725,889
2 繰 入 金		4,165,898
	1 繰 入 金	4,165,898
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位 千円)

款	項	金 額
4 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
歳 入 合 計		4,982,474

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用 地 事 業 費		4,982,474
	1 用 地 事 業 費	4,982,474
歳 出 合 計		4,982,474

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 14 号議案

令和 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,024,102千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,423,376
	1 住 宅 使 用 料	7,423,376

(単位 千円)

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2, 897, 411
	1 国 庫 補 助 金	2, 897, 411
3 財 産 収 入		50, 314
	1 財 産 運 用 収 入	50, 314
4 繰 入 金		1, 940, 466
	1 繰 入 金	1, 940, 466
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		20, 534
	1 敷 金 運 用 収 入	10, 451
	2 雑 入	10, 083
7 県 債		3, 692, 000
	1 県 債	3, 692, 000
歳 入 合 計		16, 024, 102

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		14,065,469
	1 住 宅 管 理 費	11,354,096
	2 住 宅 建 設 費	2,711,373
2 繰 出 金		261,222
	1 繰 出 金	261,222
3 公 債 費		1,597,411
	1 公 債 費	1,597,411
4 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		16,024,102

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和8年度公営住宅建設費	4,190,827	令和8年度	188,319
				令和9年度	722,139
				令和10年度	1,681,609
				令和11年度	1,154,398
				令和12年度	444,362

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 事 業	3,692,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 15 号議案

令和 8 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和 8 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ928,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		20,687
	1 財 産 運 用 収 入	20,687
2 繰 入 金		900,625
	1 繰 入 金	900,625

(単位 千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,841
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,839
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		928,154

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 費		928,154
	1 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 費	928,154
歳 出 合 計		928,154

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和8年度保証分）	令 和 8 年 度 以 降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

第16号議案

令和8年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和8年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,029,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		16,582
	1 入 場 料 収 入	16,581
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		86,148,221

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 投 票 券 発 売 収 入	86,110,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	38,221
3 財 産 収 入		252,920
	1 財 産 運 用 収 入	252,919
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		611,572
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	611,570
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		87,029,297

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		254,282
	1 公 営 競 技 総 務 費	254,282
2 公 営 競 技 事 業 費		85,865,104
	1 公 営 競 技 事 業 費	85,865,104
3 繰 出 金		903,911
	1 繰 出 金	903,911
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		87,029,297

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	各年度における大宮公園陸上競技場兼双輪場及び西 武園競輪場に係る事業収入から施行者が負担すべき 費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額 の合計額

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第17号議案

令和8年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病 床 数 120床
- 2 患 者 数

区 分	入 院	外 来
(1) 年 間 延 患 者 数	36,300 人	17,700 人
(2) 1 日 平 均 患 者 数	99	73

3 主なる建設改良事業 801,732 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病 院 事 業 収 益	4,412,912 千円
第1項	医 業 収 益	1,936,071 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,476,841 千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	4,412,912 千円
第1項	医 業 費 用	4,142,588 千円
第2項	医 業 外 費 用	265,324 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,385千円及び過年度分損益勘定留保資金52,281千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	941,622 千円
第1項	企 業 債	797,000 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	144,622 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,004,288 千円
第1項	建 設 改 良 費	801,732 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	202,556 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	建設改良資金に充てるため
限 度 額	797,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,459,525千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、377,131千円と定める。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第18号議案

令和8年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 事 業 所 数	148 社
(2)	年 間 総 給 水 量	66,059,890 m ³
(3)	一 日 平 均 給 水 量	180,986 m ³
(4)	主 なる 建 設 改 良 事 業	1,026,037 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事 業 収 益		2,549,382 千円
第1項	営 業 収 益		2,288,523 千円
第2項	営 業 外 収 益		254,859 千円
第3項	特 別 利 益		6,000 千円

		支	出	
第1款	事業費			2,538,396 千円
第1項	営業費用			2,469,662 千円
第2項	営業外費用			21,414 千円
第3項	特別損失			7,320 千円
第4項	予備費			40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,044,114千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,949千円、減債積立金10,572千円及び過年度分損益勘定留保資金963,593千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			25,730 千円
第1項	建設補助金			100 千円
第2項	他会計出資金			24,000 千円
第3項	他会計補助金			1,628 千円
第4項	固定資産売却代金			1 千円
第5項	雑収入			1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,069,844 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,059,272 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,572 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 委 託 (令 和 8 年 度 契 約 分)	令 和 9 年 度	45,220
工 業 用 水 道 用 薬 品 購 入	令 和 9 年 度	10,288
業 務 設 備 整 備 (令 和 8 年 度 契 約 分)	令 和 9 年 度	322,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	294,374 千円
---------------	------------

(2) 交 際 費	41 千円
-----------	-------

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,979 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,090 千円と定める。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第19号議案

令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	621,965,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,704,014 m ³
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	27,988,423 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		54,961,728 千円
第1項 営 業 収 益		51,298,078 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,663,649 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
支 出		
第1款 事 業 費		48,926,816 千円
第1項 営 業 費 用		46,189,676 千円

第2項	営業外費用	2,697,139千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,264,442千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,982,957千円及び過年度分損益勘定留保資金21,281,485千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	18,933,774千円
第1項	建設補助金	2,702,072千円
第2項	企業債	6,491,000千円
第3項	他会計出資金	9,623,118千円
第4項	他会計補助金	115,004千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,579千円

支 出

第1款	資本的支出	42,198,216千円
第1項	建設改良費	29,537,056千円
第2項	企業債償還金	9,317,807千円
第3項	機構負担年賦金	3,303,353千円

第4項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	川口幹線耐震化（更新）事業	69,603,626	令和8年度	1,747,279
				令和9年度	1,863,132
				令和10年度	1,534,790
				令和11年度	4,075,500
				令和12年度	5,174,223
				令和13年度	8,890,761
				令和14年度	13,272,857
				令和15年度	12,973,995
				令和16年度	12,049,489
				令和17年度	7,354,416
				令和18年度	667,184
				令和8年度	390,536
				令和9年度	3,760,038
				令和10年度	8,836,933
				令和11年度	4,379,032
				令和12年度	8,553,082

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		共同・所沢幹線耐震化（更新）事業	33,059,904	令和13年度	2,712,343
				令和14年度	304,975
				令和15年度	241,903
				令和16年度	2,828,590
				令和17年度	889,575
				令和18年度	139,568
				令和19年度	23,329

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託 (令 和 8 年 度 契 約 分)	令 和 9 年 度	927,250
水 道 施 設 修 繕	令 和 9 年 度	943,000
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 9 年 度	1,701,553
業 務 設 備 整 備 (令 和 8 年 度 契 約 分)	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	4,313,000
建 設 準 備	令 和 9 年 度	58,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,491,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,743,123 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、406,690千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、29,620千円と定める。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第20号議案

令和8年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	158,300 m ²
(2) 主なる建設改良事業	7,590,403 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事 業 収 益		12,109,877 千円
第1項 営 業 収 益		11,480,587 千円
第2項 営 業 外 収 益		629,289 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
支		出
第1款 事 業 費		8,856,532 千円
第1項 営 業 費 用		8,791,400 千円
第2項 営 業 外 費 用		32,059 千円

第3項	特	別	損	失	13,073	千円
第4項	予		備	費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,746,102千円は、建設改良積立金6,534,416千円及び過年度分損益勘定留保資金211,686千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	1,304,699	千円			
第1項	建	設	補	助	金	123,555	千円			
第2項	長	期	貸	付	金	償	還	金	1,000,000	千円
第3項	他	会	計	補	助	金	3,300	千円		
第4項	固	定	資	産	売	却	代	金	1	千円
第5項	雑		収	入	177,843	千円				

支 出

第1款	資	本	的	支	出	8,050,801	千円
第1項	建	設	改	良	費	7,850,801	千円
第2項	予		備	費	200,000	千円	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	幸手神扇地区産業団地整備事業	8,167,840	令和8年度	2,134,160
				令和9年度	1,919,880
				令和10年度	2,324,522
				令和11年度	1,261,845
				令和12年度	189,613
				令和13年度	300,300
				令和14年度	37,520

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 521,603 千円

(2) 交際費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,520千円である。

令和8年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第21号議案

令和8年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	678,386,445 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,858,593 m ³
(4) 主なる建設改良事業	24,130,832 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		57,408,735 千円
第1項	営業収益		36,342,548 千円
第2項	営業外収益		21,066,186 千円
第3項	特別利益		1 千円

		支	出	
第1款	事業費			60,605,270 千円
第1項	営業費用			58,936,940 千円
第2項	営業外費用			1,607,329 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,679,395千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130,860千円、建設改良積立金43,217千円、減債積立金935,253千円、過年度分損益勘定留保資金3,434,397千円及び当年度分損益勘定留保資金1,135,668千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			33,264,228 千円
第1項	建設補助金			14,037,319 千円
第2項	建設負担金			9,027,047 千円
第3項	企業債			9,907,000 千円
第4項	他会計補助金			292,657 千円
第5項	固定資産売却代金			1 千円
第6項	雑収入			204 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	38,943,623 千円
第1項 建 設 改 良 費	33,381,251 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,562,372 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（令和8年度契約分）	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	8,146,769
荒川左岸北部流域下水道事業（令和8年度契約分）	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で	4,607,000
荒川右岸流域下水道事業（令和8年度契約分）	令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	2,473,200
中川流域下水道事業（令和8年度契約分）	令 和 9 年 度	4,846,400

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中川流域下水道中央幹線複線化事業（Ⅰ期）	令和９年度から 令和１１年度まで	17,000,000
古利根川流域下水道事業（令和８年度契約分）	令和９年度から 令和１０年度まで	3,384,800
荒川上流流域下水道事業（令和８年度契約分）	令和９年度から 令和１０年度まで	474,200
市野川流域下水道事業（令和８年度契約分）	令和９年度から 令和１０年度まで	1,797,400
利根川右岸流域下水道事業（令和８年度契約分）	令和９年度から 令和１０年度まで	1,243,600
荒川左岸南部流域下水道管渠修繕	令和 9 年 度	120,000
荒川左岸南部流域下水道処理場修繕	令和 9 年 度	479,160

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸北部流域下水道処理場修繕	令 和 9 年 度	145,200
荒川右岸流域下水道処理場修繕	令 和 9 年 度	197,061
JICA草の根技術協力事業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	45,252
ウォーターPPP導入支援業務	令 和 9 年 度	26,510

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 9,907,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,745,883 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,690,455千円である。

令和8年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕